

公開草案「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会に
よる修正会計基準によって構成される会計基準)(案)」
に対する意見

生命保険協会

2014 年 10 月 31 日

1 総括意見

我々、生命保険協会は、企業会計基準委員会の「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」策定に向けたこれまでの取組みに対して敬意を表するとともに、今般、2014年7月24日に開催した第292回企業会計基準委員会において、公表が承認された「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の公開草案(以下、本公開草案)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに感謝する。我々の意見の概要は以下のとおりである。

修正国際基準の検討においては、平成25年6月19日に金融庁より公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針(以下、「当面の方針」)」の考え方に沿って、削除又は修正する項目を国際的に合理的に説明できる範囲に限定したことに賛同する。削除・修正項目を少数の項目に絞ることで、我が国の考え方をより強く表明することができると考える。しかしながら、我が国の実情に即した適用を可能とするためには、ガイダンスや教育文書の策定や、四半期キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書の作成を不要とするといった対応が必要となると考えられる。

一方で、「当面の方針」においては、日本基準の高品質化に向けた前向きな対応の重要性も示されており、今後、日本基準において、IFRSとのコンバージェンスに向けた検討が進む可能性がある。生命保険会社は、長期にわたるリスクを引受け、これを確実に履行することが求められるビジネスであるが、IFRS、例えば金融商品会計基準であるIFRS9号には短期的な時価や為替レートの変動を純損益で認識する点など、当協会として受け入れ難い項目が複数含まれている。仮に日本基準へのコンバージェンスの議論が行われる場合には、生命保険会社のビジネスモデルが適切に反映される会計基準となるよう、今回削除・修正しなかった部分についても、そのままコンバージェンスするのではなく、再度慎重な議論を行う必要があると考える。

2 質問への回答

2.1 質問 1

修正国際基準の構成について（「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の公開草案の公表にあたって」（以下「公表にあたって」という。）第14項～第16項）

本公開草案では、国際会計基準審議会（IASB）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）を直接「削除又は修正」することなく、「削除又は修正」した箇所について企業会計基準委員会による修正会計基準を公表する方式を採用しています。この方式を採用する理由は次のとおりです。

- (1) 財務諸表利用者が「削除又は修正」の内容を容易に識別できるようになる。
- (2) 「削除又は修正」を行った理由をより明瞭に示すために、主要な論点ごとに修正会計基準にまとめることが適切と考えられる。
- (3) 修正国際基準がIFRSから派生したものであることがより明らかになると考えられる。

このように「削除又は修正」を行った箇所について、企業会計基準委員会による修正会計基準を公表する方式を採用したことに関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

■意見なし。

2.2 質問 2

エンドースメント手続の意義について(「公表にあたって」第8項～第11項)

本公開草案では、「当面の方針」において示された内容を踏まえ、エンドースメント手続の意義として次の事項を挙げています。

- (1) 我が国における会計基準に係る基本的な考え方と合わない場合及び実務上の困難さがある場合において、一部の会計基準等を「削除又は修正」して採択する仕組みを設けることにより、IFRS をより柔軟に受け入れることができる。
- (2) エンドースメント手続の整備、運用を行い、IASB による検討過程において、IFRS の開発に対して我が国の考え方を適切に表明していくことにより、我が国において受け入れ可能な会計基準等の開発をIASB に促すことが期待される。また、これらのプロセスを通じて、我が国の市場関係者におけるIFRS への理解とより高品質な基準開発に向けた裾野の広い議論が深まることが期待される。
- (3) 任意適用を積み上げていくうえで、より我が国の実情に即した適用を可能とするために、実務上の困難さがあるものに関するガイダンスや教育文書の開発について検討を行っていく。

ここで挙げられたエンドースメント手続の意義に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■IFRS の開発に対し我が国の意見発信力を更に強化していくという方向性に賛同する。現在、IFRS 保険契約会計基準が検討されているが、我が国の考え方を適切に表明することで、我が国にとって受け入れ可能な会計基準となるよう、IASB への継続的な働きかけをお願いします。

2.3 質問 3

「削除又は修正」の判断基準について(「公表にあたって」第19項～第23項)

本公開草案では、IASB により公表された会計基準等をエンドースメントする際の判断基準として、「当面の方針」に基づき、公益及び投資者保護の観点から、例えば、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を勘案しています。また、そのうえで「削除又は修正」は必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することが適切であるとしています。

この判断基準に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■「当面の方針」の考え方に沿って、削除又は修正する項目を国際的に合理的に説明できる範囲に限定したことに賛同する。また、削除・修正項目を少数の項目に絞ることで、我が国の考え方をより強く表明することができると思う。

2.4 質問 4

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理(案)」について

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理(案)」では、のれんの非償却に関する規定について「削除又は修正」を行うことを提案しています。

本公開草案で提案している「削除又は修正」を行う内容及び結論の背景に記載されている「削除又は修正」を行う理由について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、企業結合で取得した無形資産の識別などの関連する論点については、「削除又は修正」を必要最小限にするなどの理由で「削除又は修正」を行わないことを提案しています。この点についても、同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■意見なし。

2.5 質問 5

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 2 号「その他の包括利益の会計処理(案)」について

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 2 号「その他の包括利益の会計処理(案)」では、その他の包括利益項目のノンリサイクリング処理に関する規定について「削除又は修正」を行うことを提案しています。

本公開草案で提案している「削除又は修正」を行う内容及び結論の背景に記載されている「削除又は修正」を行う理由について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、確定給付制度債務に関する過去勤務費用などの関連する論点については、「削除又は修正」を必要最小限にするなどの理由で「削除又は修正」を行わないことを提案しています。この点についても、同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■意見なし。

2.6 質問 6

その他の項目の「削除又は修正」の必要性について

本公開草案で「削除又は修正」を行うことを提案している項目以外で「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

■意見なし。

2.7 質問 7

ガイダンスや教育文書の開発について(「公表にあたって」第35 項～第37 項)

本公開草案では、IFRS の任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもののうち、会計基準の適用、解釈に関する項目については、今後、我が国で IFRS の任意適用を積み上げていくために、IFRS を適用している諸外国での取組みを参考にするとともに、必要に応じて、IFRS 解釈指針委員会と論点の共有を図りつつ、規範性を有するガイダンスの開発を検討し、また、国内における議論を踏まえて規範性を有しない教育文書の開発を検討することを提案しています。

このようなガイダンスや教育文書の開発について、ご意見がありましたら、ご記載ください。

■我が国の実情に即したガイダンスや教育文書を策定することは有用と考えられる。

(理由)IFRSは原則ベースであり、会計基準の詳細については、各社において監査法人等と協議の

上で決定されるものと理解しているが、我が国において固有性が高く、海外での適用事例が無い論点等についてガイダンスや教育文書が示されることは、作成者が実務上の判断をする上でも、利用者が財務諸表を理解する上でも有用と考えられる。

2.8 質問 8

その他

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

■ 四半期キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書の作成を不要とすべきである。

(理由) 四半期報告制度を採用している我が国では、期中財務諸表の作成の頻度が多く、かつ 45 日以内での開示が要求されている。日本においては、財務諸表利用者の経済的意思決定への影響が少ないこと(重要性の観点)等を考慮し、2011 年 3 月に公表された改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」において、四半期キャッシュ・フロー計算書の作成省略が認められるなど、作成者の負荷軽減への措置が取られている。また、持分変動計算書を四半期報告で作成する必要は無い。こうした日本の現状を踏まえ、第 1 四半期及び第 3 四半期におけるキャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書の作成に関する項目は「削除又は修正」する必要があると考える。具体的には、IAS34.5、IAS34.8、IAS34.20 の記述を「削除又は修正」すべきである。

■ 日本基準へのコンバージェンスの議論が行われる場合には、再度慎重な議論を行う必要がある。

(理由) 「当面の方針」においては、日本基準の高品質化に向けた前向きな対応の重要性も示されており、今後、日本基準において、IFRSとのコンバージェンスに向けた検討が進む可能性がある。生命保険会社は、長期にわたるリスクを引受け、これを確実に履行することが求められるビジネスであるが、IFRS、特に金融商品会計基準であるIFRS9号には短期的な時価や為替レートの変動を純損益で認識する点など、当協会として受け入れ難い項目が複数含まれている。仮に日本基準へのコンバージェンスの議論が行われる場合には、生命保険会社のビジネスモデルが適切に反映される会計基準となるよう、今回削除・修正しなかった部分についても、そのままコンバージェンスするのではなく、再度慎重な議論を行う必要があると考える。

以上